

下水道 水が自然に かえる道

(平成29年度下水道推進標語)

問合せ先 団上下水道グループ
☎ 52-11111(内線283-291-292)

わたしたちは、いろいろな形でたくさんの水を利用しています。利用後の汚れた水をそのまま流してしまうと川や海が汚れていきます。その原因となる排水は、一般家庭からのものが約半分を占めています。

現在、約6割の方が下水道が使用できるよう整備された区域に住んでおり、その内約8割の家庭が下水道に接続しています。

川や海などの水質保全のため下水道への接続をお願いします。

下水道使用料

例えば、水道水だけを使用している家庭などでは、水道水の使用量が汚水の排出量になり、井戸水など水道水以外を使用している場合の使用料は、使用人数や使用状況により排出量を決定し、計算します。

下水道使用料早見表

汚水量	下水道使用料
20m ³	1,620円
30m ³	2,538円
40m ³	3,456円
50m ³	4,860円
60m ³	6,264円
70m ³	7,884円
80m ³	9,504円

(2か月あたり・消費税込)

排出汚水量の算出方法

区分	算定水量
水道水のみ使用	水道の使用水量
井戸水のみ使用 (家事用にかぎる)	動力式ポンプ使用の井戸の場合 1世帯1人目は……1か月10m ³ 1人増すごとに……1か月4m ³ を加算 (手動式ポンプ使用の場合は上記の2分の1)
水道水と 井戸水を併用 (家事用にかぎる)	水道の使用水量に、上記の井戸の算定水量の2分の1を加算した水量

計算例（2か月で40m³使用した場合）

基本 使用 料	450円 × 2(月) = 900円
従量 使用 料	30円 × 20(m ³) = 600円
	85円 × 20(m ³) = 1,700円
消 費 税	256円
下水道使用料 計	3,456円(消費税込)
 *水道水を2か月で40m ³ 使用した場合には、納めていた だく水道料金・下水道使用料は次のようにになります。	
水 道 料 金	4,635円(口径13mm)
下水道使用料	3,456円
合 計	8,091円(消費税込)

下水道使用料金（1か月あたり・消費税別）

従量使用料 (1m ³ につき)	基本料金	450円
	10m ³ 以下	30円
	10m ³ を超え20m ³ 以下	85円
	20m ³ を超え30m ³ 以下	130円
	30m ³ を超え50m ³ 以下	150円
	50m ³ を超え100m ³ 以下	170円
	100m ³ を超え500m ³ 以下	190円
	500m ³ を超えるもの	235円

異物の混入が増えています

下水道は何でも流せるものではありません。近年、下水管が詰まり、処理場での汚水処理に支障が出たりしています。次の点に特に注意し、正しく利用してください。

- 水洗トイレに溶ける紙しか流さない。
- 台所のゴミは流さない。
- 洗面所から危険な物質を流さない。
- マスはこまめに掃除する。

● 受益者負担金納付対象者の皆さんへ
受益者負担金の納付にご協力を

9月1日(金)～10月2日(月)は、受益者負担金、平成29年度第1期の納期です。第1期に一括納付すると、前納報奨金の額を差し引いて納めることができます。

下水道への接続工事は「高浜市排水設備工事指定工事店」に依頼してください。指定工事店は上下水道グループまたは、市公式ホームページで確認できます。

下水道への接続工事（排水設備工事）の申し込みは

受
益
者
負
担
金
納
付
対
象
者
の
皆
さ
ん
へ
受
益
者
負
担
金
の
納
付
に
ご
協
力
を